



住宅の敷地は税金が軽減されています

土地の固定資産税・都市計画税

住宅やアパートなどの敷地として利用している土地は、特例措置が適用となり、税金が軽減されています。

土地や家屋の利用状況に変更があったときは連絡してください。

問い合わせ 資産税課（市庁舎2階、☎65・41202）

固定資産税・都市計画税は、評価額を基に算定する課税標準額に、

税率（固定資産税1・4%、都市計画税0・3%）を乗じて算定します。

住宅用地に対する課税標準の特例

毎年1月1日の賦課期日において、住宅やアパートなどが建っている敷地は、土地にかかる課税標準額が低く算定され、税額が軽減されます。

住宅用地とは

住宅とそれに付属する庭や自家用駐車場を、段差や仕切りなどがなく一体の敷地として利用している土地は、庭と駐車場も含めて住宅用地と認定されます。

また、店舗や事務所との併用住宅は、居住部分の割合により特例措置の適用面積が変わります。

住宅用地の種類

住宅用地は面積に応じて、小規

例) 敷地面積300平方メートルの1戸建て住宅の場合
200平方メートル分は小規模住宅用地となり、残り100平方メートル分は一般住宅用地となります。

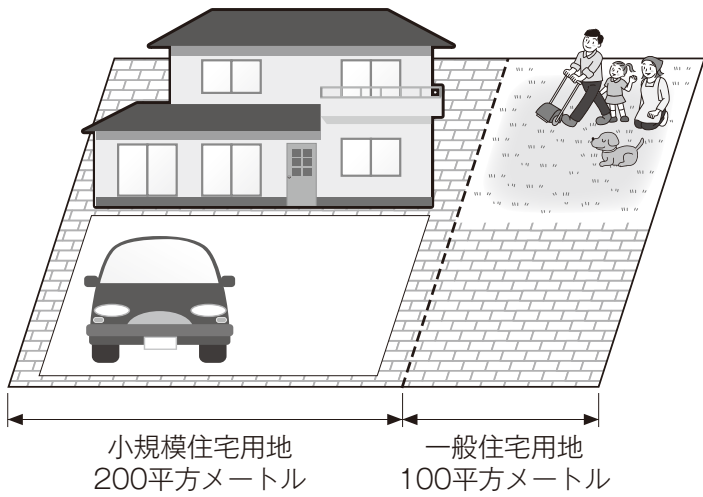


表1 住宅用地に対する課税標準額の特例と税率

| 住宅用地の区分 | 固定資産税 | 都市計画税 |
|-------------------------------------|-------------------|----------|
| 小規模住宅用地 住宅1戸当たり (200平方メートルまで) | 課税標準額 評価額の6分の1 | 評価額の3分の1 |
| 一般住宅用地 住宅1戸当たり200平方メートルを超える部分 | 評価額の3分の1 | 評価額の3分の2 |
| 税率 | 1.4% | 0.3% |

表2 固定資産税・都市計画税相当額の計算例
(上図を例に評価額を540万円と仮定した場合)

| 評価額 | 固定資産税 | 都市計画税 |
|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 小規模住宅用地分 200平方メートル =360万円 | 課税標準額 360万円×1/6 =60万円…A | 360万円×1/3 =120万円…B |
| 一般住宅用地分 100平方メートル =180万円 | 180万円×1/3 =60万円…C | 180万円×2/3 =120万円…D |
| 合計 540万円 | 税額 (A+C)×1.4% =1万6800円 | (B+D)×0.3% =7200円 |

模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます(表1・2)。住宅用地の面積の上限は住宅の床面積の10倍までです。

住宅用地に認定されない事例

住宅に隣接していても、塀やフェンスなどで仕切られ、住宅と直接行き来できない土地は住宅用地として認定されません。また、店舗や工場、貸駐車場など、事業に利用されている土地や空き地なども、住宅用地ではありません。

このほかにも、元々人が居住していた家屋を店舗や事業所など住宅以外に利用している場合も、住宅用地に該当しません。家屋の利用状況が変わった場合は、資産税課まで連絡してください。

なお、現地調査などで住宅以外に使われていると思われる家屋を把握した場合、所有者に利用状況を確認することがあります。



豊かな自然の中で伸び伸びと学ぶ

小規模特認校(愛国・清川小学校)

問い合わせ 学校教育課（市庁舎8階、☎65・4203）

小規模特認校制度は、小規模ならではのきめ細やかな指導や特色ある教育活動を行っている農村部の小学校に、通学区域外からでも就学できる制度です。

愛国小学校と清川小学校では、恵まれた自然環境のもと、児童の学力の向上や健やかな成長、豊かな人間性を育むために、特色ある教育活動を行っています。

豊かな自然の中で、子どもを伸び伸びと学ばせたいと考えている保護者の皆さんは、この制度を利用した就学を検討してみませんか。

平成29年度の募集は1月から

申込方法など詳細は、広報おびひろ1月号や市ホームページでお知らせします。

対象児童 市街地の小学校へ通学を指定されている平成29年度の小学1〜6年生

就学時期 平成29年4月1日
就学期間 原則卒業まで、最短1年以上

募集人数 各学校、各学年3人程度
学校見学 随時受け付けています。各学校または学校教育課へ問い合わせください。

愛国小学校

(愛国町基線、☎64・4751)

農村地域でありながら、市街地に近く自然に恵まれた学校です。農園活動を中心とした食育、畜大生の指導によるよさこいソラ、愛国小学校伝統の一輪車など、特色ある教育活動を行っています。



一輪車を使った体力づくりと技能検定

清川小学校

(清川町西3線、☎60・2035)

木をふんだんに利用した温かみのある校舎と、地域と連携した教育活動が特色です。自然や人々と触れ合いを大切にして、心豊かな子どもたちの育成に努めています。中学校との連携も盛んです。



地域講師を招いて氷の彫刻づくり